

令和5年度 建設業関連業務における制度改正について

1. 契約書に添付する金抜き設計書の取扱い見直し
2. 『契約の執行に係る各種様式』の改定
3. 契約変更事務手続きの見直し 二委託期間の変更二
4. 契約変更事務手続きの見直し 二委託料の変更二
5. 『工事等事故報告マニュアル』改定
6. 電子契約の導入について

1. 契約書に添付する金抜き設計書の取扱い見直し

適用日：令和5年度4月1日

改定経緯：電子契約の導入を見据えた取組み及び事務効率化、ペーパーレス化に寄与するため、国土交通省中部地方整備局に倣う

●対象となる契約

- ・建設工事、建設業関連業務（コンサル委託）

●取扱い変更点（添付しない契約図書の扱い）

・契約書添付用 金抜き設計書の紙面作成（廃止）

- ・変更契約する場合、本業務内訳書（金抜き）を監督員から受注者に渡す。

●対照表

契約図書	従 来	変 更 後（電子契約、紙契約共通）
添 付	契約書（契約書部分、条項部分） 設計図書（仕様書、図面） 特記仕様書 特約条件（支払い特約等）	契約書（契約書部分、条項部分） 特約条件（支払い特約等）
添付しない	設計図書（質問回答書） 共通仕様書	設計図書（仕様書、図面、質問回答書） 共通仕様書 特記仕様書

※電子データの取扱いは従来通り変更はないので、PPI から入手可能

各種入札実施要綱『【設計図書の配布】設計書、仕様書、図面等の設計図書は、市長が指定するウェブサイトを通じて無償で配布するものとする。』に記載のとおり。

●取扱い変更しない点（従来通り）

- ・発注用の電子データは従来通り。
- ・設計変更指示は、監督員が図面等の変更箇所を文書により、受注者に伝える。
- ・設計図書電子データ（CAD データ等）は、監督員から受注者に提供。

2. 『契約の執行に係る各種様式』改定

適用日：令和5年4月1日

改定内容

＝建設関連業務（コンサル）＝

旧) 静岡市建設工事に係る測量(調査・設計)業務委託契約約款に基づき作成すべき届出等

新) 建設業関連業務の執行に係る各種様式

2 第2条第1項に関する指示書・受領書 ~~様式第2号（廃止）~~

業務打合せ簿

参考様式（追加）

8 第9条第1項に規定する監督員通知書 様式第8号（変更）

『建設業関連業務の各種様式』

掲載場所：https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_001871.html

静岡市ホームページ > 事業者向け > 入札・契約

> 建設工事及び建設業関連業務委託 > 規程・様式集

3. 契約変更事務手続きの見直し 二委託期間の変更二

●改定内容

- ・委託期間の変更時に、承諾書を不要とし、

協議書を使用しない（収入印紙不要）

- ・委託期間の変更が必要となった場合、受注者から

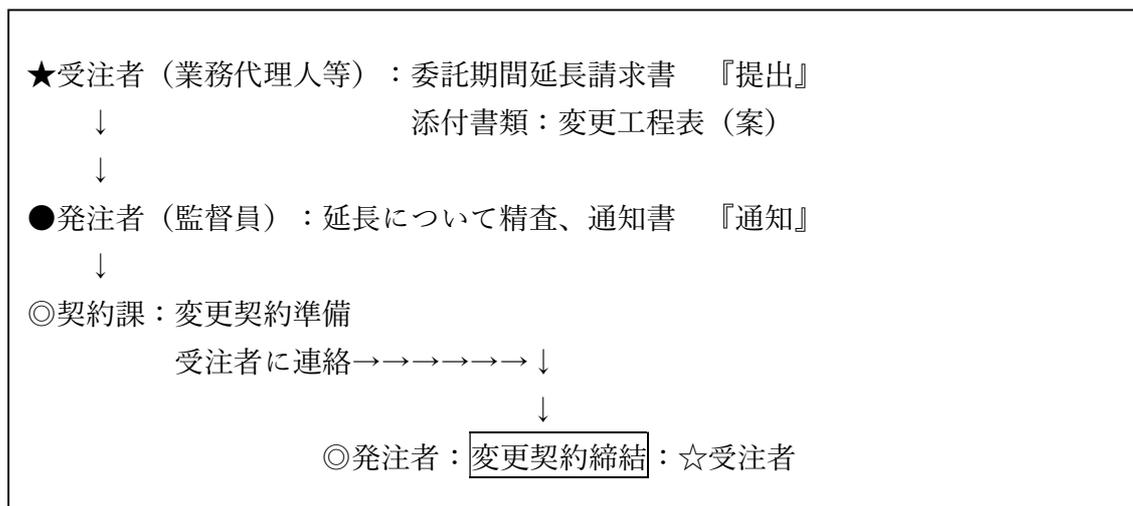
『**委託期間延長請求書**』を監督員に提出

このとき、変更工程表（案）を作成し、延長請求書に添付する

⇒契約変更を行う際は、

発注者から受注者に対し『**通知書**』を必ず送付する

■■委託期間の変更■■



受注者の請求による委託期間の延長(委託契約約款第23条)

様式第11号

委託期間延長請求書

- 1 委託業務の名称 年度 第 号 業務委託
- 2 変更完了期日 年 月 日
- 3 委託期間延長の理由

※受注者の責めに帰すことができない理由により委託期間内に業務を完了することができない旨を記載。

例1：6月の長雨により現地調査ができず、委託期間内の完了が困難となった。

例2：冬季の降雪により測量業務が実施できず、委託期間内の完了が困難となった。

例3：コロナ禍の影響による出勤制限により、業務に遅延が発生し、委託期間内の完了が困難となった。

=以下は、発注者側の要請があった場合のやむを得ない工期延長時に使用する。=

例4：〇〇管理者との協議（または調整）に時間を要し、当初計画工程に遅れが生じたことから、委託期間内の完了が困難となった。

例5：発注者との災害協定に基づく出動要請による災害の復旧活動への協力により、委託期間内の完了が困難となった。

上記のとおり委託期間の延長を請求します。

年 月 日

(宛先) 発注者 静岡市長

住所
受注者 名称
氏名

押印不要

※添付書類:事前協議資料(変更工程表(案))を必ず添付

※契約変更を行う際は、発注者から必ず通知

様式第4-2号

第 号
年 月 日

受注者

様

静岡市長 氏 名
(課)

公印省略

通知書

静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款第25条第2項の規定により、
下記事項について通知します。

記

1 委託業務の名称 年度 第 号 業務委託

2 通知事項

協議開始の日 令和●年●月●日

事前協議内容 委託期間内の完了が困難となったことから、静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款第25条第1項の規定により委託期間の変更について、受注者と発注者が協議する。
委託期間完了日を令和●年●月●日から令和●年●月●日に変更する。
なお、これに伴う委託料の変更はない。

※契約変更を行う際は、発注者から必ず通知

様式第4-2号

第 号
年 月 日

受注者

様

静岡市長 氏 名
(課)

通知書

公印省略

静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款第26条第2項の規定により、
下記事項について通知します。

記

1 委託業務の名称 年度 第 号 業務委託

2 通知事項

協議開始の日 令和●年●月●日

変更委託料 ￥●●●●●●円

※変更委託料は見込み額ではなく、
変更契約の金額を記載する。

事前協議 別添、本業務内訳書のとおり

変更設計の本業務内訳書を本通知の添付書類とする。
その他、現設計から変更となる設計図書(図面等)も添付する。

また、別途設計変更指示した内容に伴い、委託期間延長の必要が生じたことから、
静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款第25条第1項の委託期間
の変更についてもあわせて協議する。

委託期間完了日を令和●年●月●日から令和●年●月●日に変更する。

委託料の変更と委託期間の変更を同時に行う
場合に追記する。

5. 『工事等事故報告マニュアル』改定

適 用 日：令和5年3月改定運用開始

改定経緯：本市発注の建設工事において、現場代理人から発注者への事故報告が適切に行われず、損害を与えた市民への対応に遅れが生じる事案が生じた。その後の調査で現場代理人は発注者への報告手続きを理解していなかったことが判明した。このことを重く受け止め、マニュアルの見直しとあらためて受注者に報告手続きの周知徹底を行う。

改定概要：

『受注者用』と『発注者用』に細分化することで、双方の対応を明確化

『静岡市工事等事故報告マニュアル(受注者用)』

掲載場所：<https://www.city.shizuoka.lg.jp/000972439.pdf>

静岡市ホームページ > 事業者向け > 公共工事の技術政策
> 共通仕様書・ガイドライン > 同マニュアル

静岡市

工事等事故報告マニュアル

(受注者用)

【 令和5年3月 】

静岡市 技術政策課、契約課

＝目次＝

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 2 報告の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 3 事故の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- 【別紙1】工事等事故速報・・・・・・・・・・・・ 4ページ
- 4 建設工事事故データベースシステムについて・・・・ 5ページ

1 目的

このマニュアルは、静岡市が発注する建設工事、建設業関連業務委託及び建設工事に類する委託※（以下「工事等」という。）に関して発生した事故を迅速かつ適切に処理するため、**事故の報告**等に関する**手続**について、必要な事項を定める。

※建設工事に類する委託：樹木剪定業務委託、道路構造物復旧業務委託、舗装復旧業務委託、除草業務委託、各種公共施設点検業務委託、修繕業務 等

2 報告の対象

事故発生時の報告は、次のものを対象とする。

(1) 労働災害

工事等関係者が死亡又は負傷（入院又は通院加療を要するもの）した事故

(2) もらい事故

第三者の行為が原因で、工事等関係者が死亡又は負傷した事故

(3) 負傷公衆災害

工事等の作業が原因で、第三者が死亡又は負傷した事故

(4) 物損公衆災害

工事等の作業が原因で、市又は第三者の資産に損害を生じさせた事故

3 事故の報告



受注者がすべきこと

- ⇒ 救護
- ⇒ 被害拡大を防止
- ⇒ 現場の安全を確保するための緊急の措置
- ⇒ 事故の連絡、報告

連絡：直ちに警察、消防その他の関係する機関に連絡

報告：口頭または文書により、監督員等に報告

提出：事故概要をまとめ、工事等事故速報（別紙1）を提出

【発注者（市）がすべきこと】

受注者より事故の報告があった場合は、応急措置等の指示を出したあと、速やかに報告を行うものとする。

(1) 受注者から事故の報告を受けた場合は、所管課長、契約課、技術政策課へ口頭で第一報を報告する。また、公共施設における工事等で、施設を管理する者が別に置かれている場合は、その長への報告も行う。

また、被害程度が重大、又は被害が拡大する恐れがある場合は、広報課と即時公表について協議すること。

(2) 受注者から工事等事故速報による事故の報告があった場合は、契約課、技術政策課と協議し、事故の内容が入札参加停止等の措置に該当する案件であるか又はその疑いがあるかを3者で判断する。

令和5年度 建設業関連業務における制度改正について

※この様式は、静岡市ホームページに掲載しています。

『工事等事故速報』で検索し、エクセルファイルをダウンロードしてください。

別紙1

年 月 日

工事等事故速報

報告者 (受注者)	会社名							
	職氏名				電話番号			
工事名(業務名)	令和 年度 第 号	工事						
工期(委託期間)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日							
受注者(受託者)								
事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分							
事故発生場所	静岡市 区							
事故の種類別	<input type="checkbox"/> 労働災害	<input type="checkbox"/> もらい事故	<input type="checkbox"/> 負傷公衆災害	<input type="checkbox"/> 物損公衆災害				
事故の概要	(簡潔に記載してください) 簡条書き							
被災状況	(被害者、被害の状況を記載してください) 事実のみ記載、憶測で記載しない							
被災者	氏名			性別			年齢	
	勤務先			請負区分			(工事関係者のみ記入)	
事故後の対応	(事故発生直後の対応について簡潔に記載してください) 時系列で整理する							
事故原因	(報告時点で考えられる原因を簡潔に記載してください) 推測した内容と事実の内容を混同しないよう注意							
関係機関への連絡	警察	労基署	消防	電力	通信(電話)	ガス		
市担当者	所 属							
	職氏名				電話番号			

- 添付資料
- ・事故現場写真
 - ・事故状況図
 - ・案内図
 - ・その他参考となる資料

6. =お知らせ=

●電子契約の導入について●

静岡市では、令和5年度下期に『電子契約』の導入を予定しています。